

子どもたちに政治への不信を植え付けかねないものと危惧します。今回の「一斉休校」について科学的見地にもとづいた検証をおこなって、未来を担う子どもたち一人一人の育ちが保障され、子どもの権利が守られるよう最大限の配慮がされることを求めて、以下要望いたします。

1. 専門家や教育現場の声を尊重し、子どもたちが安心して新学期をむかえられるように、3月に失われた授業数確保の見通し等を示し、子どもたちが教育を受ける権利を守ってください。
1. 休校による怯えている子どもたちが新学期を安心して元気にむかえられるように、各地域及び各学校の実情に応じ、必要な場所には、感染対策のマスク、消毒液などが支給できるよう手配してください。
1. 休校要請による子どもたちへのケアと相談窓口を、各地域及び各学校の裁量で設けるようにしてください。
1. 感染拡大を防ぎ、子どもの健康を守るために「休校措置」が必要な場合は同じ地域の保育所についても「休園措置」をとり、「子どもの命」を守ることを優先にしてください。その際の保護者に対する救済措置については学校の休校措置に準ずるものにしてください。また検査の結果、「陽性」が出る前でも可能性がある場合は家庭に対し「休み要請」ができるようにしてください。
1. 感染が広がりを見せる期間は、保育所の特性を踏まえ「家庭保育」ができる家庭（育児休暇中・コロナウイルス感染予防のため休暇中など）については「休み要請」ができるようにしてください。「休み要請」で休んだ家庭についての救済措置は学校の休校措置に準ずるものにしてください。
1. 学童保育所は「一斉休校」の期間、「原則開所」が文部科学省より要請され、一日育成の対応をしていますが、人員の確保が難しく一人の職員について過重な労働を余儀なくされています。一日育成のための補助を一律ではなく職員の数や子どもの数に応じての保障とし、また職員確保のための措置を行ってください。
1. 休校による保護者の収入減が全額補償されるような措置と、ワンストップの相談窓口をもうけてください。厚生労働省が3月18日から受付を開始した休業等対応助成金制度でいう「臨時休業」の規定は、対象が限定される恐れがあります。「一斉休校」にともない、休業を余儀なくされたすべての人が対象となるよう制度を柔軟に運用させてください。個人事業主への休業補償も企業への助成と同額とし、手続きを簡素にさせてください。また、収入が激減した世帯に対し、学費納入を猶予する措置や無利子の貸付制度の周知徹底をおこなってください。

2020年3月25日

安保関連法に反対するママの会